

## 令和元年度 第2回 教育委員会議事録

### 1 開催日及び場所

令和元年6月26日(水) 午後2時30分から午後3時50分

高富中央公民館 1階 大集会室

### 2 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 教育長の報告

日程第4 議事

報第2号 教育財産の取得を市長に申し出ることの専決処分の報告について

報第3号 県費負担教職員の任命の内申及び市費負担の山県市教育機関の職員任命の専決処分の報告について

報第4号 山県市議会に提出される教育に関する事務に係る議案に対する意見を市長に申し出ることの専決処分の報告について

議第2号 山県市立小学校及び中学校適正規模推進の取組について

日程第5 その他

- ・教育長職務代理者の指名について
- ・教科書展示会の教科書閲覧

### 3 出席者

教育長 服部 和也

委員 水谷 早苗

委員 大野 良輔

委員 千葉 純

委員 川田 八重子

事務局 学校教育課長 鬼頭 立城

生涯学習課長 土井 義弘

図書館・文化の里館長 山田 和哉

中央公民館長 山田 智丈

学校教育課 恩田 拓充 衣笠 みつ美

#### 4 会議次第

(午後2時30分開会)

教育長 　　ただ今より、令和元年度第2回教育委員会を開催いたします。日程第1、前回議事録の承認について、事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） 　日程第1、前回の議事録の承認について。委員の皆様には、前もって議事録を送付させていただいておりますので、要点のみ説明させていただきます。資料ナンバー1をご覧ください。令和元年度、第1回教育委員会を令和元年5月7日、火曜日、午後1時30分から午後2時15分まで、山県市役所3階、305会議室において開催いたしました。出席者は、委員3名、教育長及び事務局6名で、会議は、前回議事録の承認、議事録署名者の指名、教育長の報告があり、議事としまして、報告案件、1件を承認し、議案1件を議決しました。また、今後の会議の進行方法の変更について決定いたしました。以上でございます。

教育長 　　ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。ご意見等が無いようですので、前回議事録を承認いたします。続きまして、日程第2、議事録署名者の指名について、今回は、水谷委員を指名します。

水谷委員 　　はい。

教育長 　　続きまして、日程第3、教育長の報告についてですが、日程第4の議事の後に、事務局からの諸般の報告とあわせて行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。続きまして、日程第4、議事、報第2号、教育財産の取得を市長に申し出ることの専決処分の報告についてから報第4号、山県市議会に提出される教育に関する事務に係る議案に対する意見を市長に申し出ることの専決処分の報告についてまでを一括で議題とします。なお、報第3号、県費負担教職員の任命の内申及び市費負担の山県市教育機関の職員の任命の専決処分の報告については、人事案件のため、先に秘密会として審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 　　異議なしと認め、報第3号、県費負担教職員の任命の内申及び市費負担の山県市教育機関の職員の任命の専決処分の報告については、秘密会とします。

(議場の閉鎖)

(非公開案件) 報第3号、県費負担教職員の任命の内申及び市費負担の山県市教育機関の職員任命の専決処分の報告について、承認。

(議場閉鎖の解除)

教育長 続きまして、報第2号、教育財産の取得を市長に申し出ることの専決処分の報告について及び報第4号、山県市議会に提出される教育に関する事務に係る議案に対する意見を市長に申し出ることの専決処分の報告について、事務局に説明を求めます。

事務局(恩田) それでは、資料ナンバー2をご覧ください。報第2号、教育財産の取得を市長に申し出ることの専決処分の報告について。山県市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、平成31年4月18日下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。令和元年6月26日提出、山県市教育委員会、教育長、服部和也。専決第2号、専決処分書、1件1,000万円を超える教育財産の取得を市長に申し出ることについて、別紙のとおり山県市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により専決処分する。平成31年4月18日、山県市教育委員会、教育長、服部和也。次の頁に取得を申し出た教育財産を記載しておりますが、ICT関係備品の学習用タブレットパソコンと指導者用タブレットで、併せて予算額で1,964万8千円となっております。本年度ICT関係備品としまして、この他に学習用ソフトウェアや大型提示装置などで総額3,600万円ほどの予算額となっておりますが、個別の案件とした場合、これ以外は1,000万円以下となりますので、この案件についてのみ教育財産の取得を申し出るものですが、事務手続をできるだけ早く行うため、教育長の専決で行いました。このため今回報告し、承認を求めるものでございます。続きまして、資料ナンバー4をご覧ください。報第4号、山県市議会に提出される教育に関する事務に係る議案に対する意見を市長に申し出ることの専決処分の報告について。山県市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、令和元年5月24日下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。令和元年6月26日提出、山県市教育委員会、教育長、服部和也。専決第4号専決処分書、山県市議会令和元年第2回定例会に提出される、消費税

率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についての別紙議案について、教育に関する事務に係る部分は、異議のないものとして市長に意見を申し出ることを山県市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により専決処分する。令和元年5月24日、山県市教育委員会、教育長、服部和也。次の頁から市議会に提出された議案がございますが、本年10月に予定されております消費税率等の引き上げに伴い関係する条例を整備する条例の議案でして、その中に教育に関する部分がございます。主に社会体育等で使用する場合の学校の体育館やグラウンド、総合体育館や多目的グラウンドのほか、公民館、文化施設等の使用料の変更でございます。教育委員会は市議会に提出される教育に関する事務に係る議案に対して市長に意見を申し出ることとなっておりますが、今回市議会の開会前に教育委員会会議を開催する調整ができませんでしたので、異議のないものとして市長に意見を申し出ることを教育長の専決で行いました。このため今回報告し、承認を求めるものでございます。説明は以上でございます。

教育長           ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

大野委員           教育財産の取得ですが、ICT関係の総額とはしないのですか。このタブレットのみとなるのですか。

事務局（恩田）   規則にあるのが1件1,000万円を超えるものとなっております、ICT関係の備品でも種類によって別々の入札案件となりまして、その中で1件1,000万円を超えるものが、このタブレット等となりますので、これについてのみ対象となります。

教育長           そのほかに何かございませんでしょうか。報第4号については、何かございませんでしょうか。それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。報第2号、教育財産の取得を市長に申し出ることの専決処分の報告について及び報第4号、山県市議会に提出される教育に関する事務に係る議案に対する意見を市長に申し出ることの専決処分の報告について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長           異議なしと認めまして、教育財産の取得を市長に申し出ることの専決処分の報告について及び山県市議会に提出される教育に関する事務に係る議

案に対する意見を市長に申し出ることの専決処分報告について、承認します。続きまして、議第2号、山県市立小学校及び中学校適正規模推進の取組についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） それでは、資料ナンバー5をご覧ください。議第2号、山県市立小学校及び中学校適正規模推進の取組について。令和元年度の山県市立小学校及び中学校適正規模推進の取組については、別紙のとおりとする。令和元年6月26日提出、山県市教育委員会、教育長、服部和也。次頁に本年度の取組の案としたものがありますので、読み上げさせていただきます。山県市立小学校及び中学校適正規模推進の取組について（案）、「山県市立小学校及び中学校適正規模推進計画」に基づく、令和元年度の適正規模推進の取組については、下記のとおりとする。記、（1）3歳児の人数が過小なため、複式学級が想定される小学校について。・大桑小学校は、平成27年度から複式学級となり、27年度から29年度は5学級、30年度は4学級、今年度は5学級の編制となっている。今後においても複式学級が想定され、未就学児の人数についても低迷が顕著である。・伊自良北小学校は、平成26年度から複式学級となり、26年度から27年度は5学級、28年度から30年度は4学級、今年度は3学級の編制となっている。今後においても複式学級が想定され、未就学児の人数についても低迷が顕著である。・いわ桜小学校は、平成24年度から複式学級となり、24年度から25年度は5学級、26年度から27年度は3学級、28年度は4学級、29年度は3学級、30年度は4学級、今年度は3学級の編制となっている。今後についても複式学級が想定され、未就学児の人数も低迷が顕著である。・いずれの学校も教育課程の改善や教職員の人事措置を行うとともに、児童の発達段階や地理的条件を考慮しながら統合についての検討を進める。（2）過小規模の解消が図れない中学校について。・伊自良中学校は、平成29年度より全学年が1学級編制となっている。今後も生徒数においては大きな変動はなく、毎年度、全学年の1学級編制が想定されるため、現段階では教育課程の改善及び教職員の人事措置等を行うことで、統合の推進は行わない。（3）1学年15人を下回る小規模小学校について。・複式学級のある小学校に加えて、梅原小学校、桜尾小学校、伊自良南小学校も、児童数の減少傾向が続き、1学年15人を下回る学年がある小規模小学校となっている。そのため、今後の動向に注視しながら統

合についての検討を進める。(案)については以上でございまして、添付してある資料は、本年度の0歳から14歳までの子供の数から今後の小中学校の児童生徒数を推計した表などでございますが、今後も子供の数が大きく変動しないことを示しております。説明は以上でございます。

教育長 　　ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

大野委員 　　中学校における過小規模とは、どのような状態のことを指しているのですか。

学校教課長 　　1学年が複数学級でない状態にあることを過小規模ととらえております。

大野委員 　　基本方針や推進計画が策定された当時とは、学校に関する制度なども大きく変わってきているので、方針や計画を見直すことを検討しても良いのではないのでしょうか。現状の計画にはない、新しい考えを持つこともできるようになってきています。

水谷委員 　　児童生徒数の推計表を見て、あらためてこんなにも子どもが少なくなっているのかと思いました。

大野委員 　　保護者の方は実感として子どもが少ないというのは認識できますが、保護者以外の方は、あまり認識する機会がないですから。

千葉委員 　　大桑小学校の児童の保護者として、個人的には小規模学校であることでの良い面もあり、このまま統合しないという選択もあるのかとは思いますが、他の保護者の方からは、統合を進めて欲しいという話も聞きます。地域の方の一部には、大桑に学校を残して欲しいという声がありますが、保護者の方は、学校が残るかどうかわかり、子供たちの教育がどうなるかの方を大事に考えています。統合の方法につきましても、計画にあるような統合以外の別の方法も検討できるのではないかと思います。

川田委員 　　富岡小学校については、現在はちょうど良い人数となっていますが、その上に算数などはクラスを分けて、懇切丁寧に教えていただいているようです。学校から帰ってきて、いろいろな友達と遊んでいます、友達が多い方が社会性も身につくのではないかと思います。

教育長 　　計画はあるが進展していないのが現状で、ここ数年は検討を続けていくとしており、今回の取組の案も今までどおりのものです。現在、正式に統合を進めて欲しいという要望もありませんし、反対に統合に反対するという運動が起こっているということもありません。方向性を変えて、教育委

員会が施策を打ち出すということもできるのですが、子供たちや地域のことを考えた上で、どのようにするのか考えて行かなければなりません。先ほど大野委員のお話にありました、学校に関する制度で大きく変わってきているものの一つとして、義務教育学校があります。県内で既に実施されているところもありますし、実施に向けて進んでいるところもいくつかあります。義務教育学校のメリットの一つに、子供が少なくなるのに伴って、先生の数も少なくなるので、小学校と中学校を併せて、中学校の先生が小学校も教えることができるようにし、ある程度の学校規模とすることで先生も増えるので、教科の専門性を担保することができます。

大野委員 義務教育学校は、検討を始めてから実際にできるまで、どのくらいの期間がかかるものですか。

教育長 それぞれの事情によって違うと思いますが、3年で行うところもあれば、5年以上かけて行うところもあります。

大野委員 今年度の取組としては、原案のとおりとし、それとは別に来年度に向けて新たな方針や計画の策定を検討していくというのはどうでしょうか。

事務局（恩田） 新たな方針や計画の策定するためには、まず山県市立小学校及び中学校適正規模等検討委員会を立ち上げて、教育委員会から諮問し、答申をいただかなければなりません。今年度では難しいかと思いますが、来年度に行うことは可能かと思われま。

大野委員 是非、検討していただきたいと思います。

教育長 いろいろご意見をいただきましたが、ほかにご意見などございませんでしょうか。それでは、ご意見がないようですので、議第2号、山県市立小学校及び中学校適正規模推進の取組について、お諮りいたします。まず、今年度の取組については、原案のとおり議決し、来年度は新たな方針や計画の策定の検討を行うこととすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めまして、山県市立小学校及び中学校適正規模推進の取組について、今年度の取組については原案のとおりとし、来年度は新たな方針や計画の策定の検討を行うことといたします。続きまして、日程第3、教育長の報告について、事務局からの諸般の報告と併せて行います。まず学校教育課長からお願いします。

学校教育課長     それでは2点ほど報告いたします。1点目は熱中症の発生事案についてでございます。5月22日に伊自良南小学校で熱中症と見られる症状により7名の児童を救急搬送する事案がありました。当日はその週末に予定しておりました運動会の全体練習を行っておりましたが、午前10時時点の気象台発表の気温は21.6度、暑さ指数は18.0の「ほぼ安全」という範囲の数値でありましたので、特別な対策をとるという判断には至りませんでした。体調不良の児童が複数出たことを考えると、季節の変わり目の暑さになれていない時期に屋外で直射日光に当たる活動時間が長かったことが要因ではないかととらえており、この教訓を基に市独自の「山県市立小中学校熱中症予防対策指針」を新たに作成するなど、更なる対応を進めておりるところでございます。続いて2点目は、NHKの「麒麟がくる」の放映にあわせて、ふるさとの歴史教育の実施を計画しております。小中学生向け山県市歴史概観パンフレットを作成し、社会科や総合的な学習の時間の授業などで山県市の歴史が知識として獲得できるよう活用する計画でございます。また、主に小学校での取組でございますが、大桑城や桔梗塚などに関わる歴史施設体験活動を、新たに教育過程に位置付け実施しております。児童は、有識者とともに山県市の歴史や文化等について説明をうけたりしながら、大桑城登山をするなどといった体験学習を進めております。さらに、歴史や文化に興味のある児童生徒に対しまして、夏休みの研究課題に社会科課題追究作品づくり等への啓発を図るために、学校に市の歴史研究を指導できるような外部人材を派遣したり、児童生徒に市で開催される歴史講座への参加啓発をしたりしております。以上でございます。

教育長             続いて、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長     それではまず、今後の成人式のあり方についてご報告いたします。民法の改正により成人年齢が18歳に引き下げられることに伴い、成人式の対象年齢をどうするかという問題がありますが、結論から言いますと山県市は従来どおり20歳の方を対象にするという方向でおりますので、今までどおりで開催する予定でおります。続きまして、お手元にチラシをお配りしましたが、今年度も「ラジオ体操みんなの体操会」を開催します。7月14日の日曜日に市役所前のみんなのげんき広場で行いますが、これ以外にも市内各地の会場を巡回して開催いたしますので、もしよろしければご



参加ください。続きまして、別のチラシになりますが、「日本スポーツマスターズ2019 GIFU」と「ねんりんピック岐阜2020」の開催案内になります。本年9月に開催するスポーツマスターズでは、男子バレーボール競技が山県市総合体育館で行われます。来年10月31日から開催される、ねんりんピックでは、ソフトバレーボールの交流大会が、同じく山県市総合体育館で行われます。続きまして、資料はございませんが本年度スタートしました中高校生の学習支援を目的とした地域未来塾である「ファイト・ベーシック」につきましては、高校生4名、中学生29名の参加があり、6月5日から実施しております。以上でございます。

教育長 続いて私の方からですが、お手元に文部科学省のホームページからですが「教科書採択の方法」という資料をお配りしております。そこに採択の権限や採択の方法などが載っております。採択の権限は教育委員会にあります。現在今年度の教科書採択の手続が進んでおりまして、山県市は岐阜地区採択協議会による共同採択となります。最終的には市の教育委員会では委員皆様の審議により決定していただくこととなります。委員の皆様には採択における公正確保の徹底が求められており、責任を伴うものであることよくご認識いただければと思います。この後、教科書展示会の会場へ移動し、教科書閲覧の時間を取りますので、よろしくお願ひします。私の方からは以上でございますが、事務局からの諸般の報告とあわせて、何かご質問等ございますか。

水谷委員 先ほどの「ファイト・ベーシック」とは、どのようなものですか。

生涯学習課長 民間の学習塾などに通えない子を対象とした塾のようなものですが、自習を基本としておりまして、学習する場所の提供が主となります。利用料は無料となっております。

教育長 そのほか、何かございますか。それでは何も無いようですので、教育長の報告については、これで終わります。続きまして、日程第5、その他、教育長職務代理者の指名について、事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） 教育長職務代理者につきましては、前任の川田委員が一旦、委員の任期が満了となったため、現在不在となっておりますので、本日、新しい教育長職務代理者の方を決めたいと思います。教育長職務代理者は、教育長の指名する委員となっておりますので、教育長の指名により決定したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。なお、申し合わせ事項により、教

